

## 障害者控除対象者認定書の交付

所得税確定申告または、市、県民税の申告の資料として、対象となる人には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

受付 令和8年1月5日（月）から

対象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人

※身体障害者手帳などを取得している人は手帳により控除を受けることができます。

申請 申請書に必要事項を記入の上、直接介護福祉課へ

※申請書は介護福祉課窓口または、

市ホームページから取得できます。

※申請者の本人確認書類

代理人が申請する場合は本人からの委任状が必要です。

問合せ 介護福祉課☎(42)8444・✉(43)5600



詳細はこちら!

## 社会保険料控除の申告参考資料

幸手市では、毎年1月下旬に、国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料（以下は国民健康保険税等と記載します）を納付している世帯に「所得申告参考資料」（庄着ハガキ）を郵送しています。このお知らせには令和7年中に納付した国民健康保険税等の総額が記載されています。

国民健康保険税等は、確定申告の際に社会保険料控除として申告できますので、参考資料としてご利用ください。

令和7年分の所得申告参考資料は、令和8年1月末日までに届くよう一斉発送を行う予定です。一斉発送の前に、個別で所得申告参考資料の発行を希望される場合は、それぞれのお問い合わせ先までご請求ください。

また、65歳以上の人には、普通徴収（納付書や口座振替による納付）のみ、郵送します。特別徴収（年金天引きによる納付）の人は令和8年1月に日本年金機構などから郵送される「公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください。

なお、国民健康保険税の「所得申告参考資料」は世帯主宛てにお送りします。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、国民健康保険税の納付義務者は世帯主となるため世帯主宛てにお送りします。

### ○記載されている納付額は

所得申告参考資料に記載される納付額は、令和7年の1月1日から12月31日までに幸手市に納付された国民健康保険税等です。

つぎの事項にご注意ください。

- 納期未到来分を既に納付されている場合や、遅れていた過去の年度分を納付された場合も納付額に含まれます。ただし、延滞金は納付額に含まれず、社会保険料控除の対象とはなりません。
- 令和7年の1月1日から12月31日までに納付した国民健康保険税等に対して還付があった場合は納付額から差し引かれます。

#### 問合せ

○国民健康保険税について

納税課☎(43)1111 内線152、156  
✉(43)1125

○介護保険料について

介護福祉課☎(42)8444・✉(43)5600

○後期高齢者医療保険料について

保険年金課☎(43)1111 内線147、197  
✉(43)1125

○公的年金等の源泉徴収票の再発行など

ねんきんダイヤル☎0570(05)1165

## 共生社会の実現に向けて

### 12月3日～9日は障がい者週間です

障がい者週間は、平成16年6月に障害者基本法で定められ、障がいのある人への理解や関心を深める目的で制定されました。週間中は、行政機関や関係機関で、意識啓発に関する取組みを行っています。

#### ◆障害者差別解消法をご存知ですか？

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月から施行されました。

国、都道府県、市町村などの役所、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対し、正当な理由がなく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

障がいを理由とした不当な差別にあたる行為の例

- ・入店を断る。
- ・病院の受診や学校の入学を拒否する。
- ・必要がないのに付添人の同行を求める。
- ・本人の意向を考慮せず必要のない物を買わせる。

#### ◆相談窓口

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、社会福祉課障がい福祉担当までご連絡ください。ご相談は、窓口に限らず電話、FAX、メールでも可能です。

#### ◆合理的配慮とは？

国、都道府県、市町村などの役所、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、「社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」と意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。令和6年4月1日からは、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

#### ●合理的配慮の例●

- ・飲食店を利用する際、車椅子で着席したい。  
→椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- ・障がいにより、言葉でのやり取りが難しい。  
→筆談や手話などで対応する。
- ・配付物の文字が小さくて読めない。  
→配付物の文字を拡大して相手に読みやすくする。
- ・窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる。  
→周囲に人がいない場所や個室で手続きを行う。

問合せ 社会福祉課☎(42)8435・✉(43)5600

✉syakai@city.satte.lg.jp

## 冬の全国交通安全運動

期間：12月1日（月）～12月14日（日）までの14日間

問合せ 幸手警察署☎(42)0110  
くらし防災課☎(43)1111 内線586、588

### スローガン 人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

#### ◆幸手市内の交通事故発生状況

2025年1月1日から10月20日までの期間に幸手市内で発生した人身交通事故の負傷者数は103人で、10:00から12:00および18:00から20:00にかけて、国道4号および市街地などで追突や出し合い頭の事故が多く発生しています。

また、自転車乗車中の負傷者は15人で、最も多い年代は、50代の33.3%でした。

#### ■自転車の交通ルールの遵守

自転車乗車時の法令違反が依然として多い状況です。ヘルメット着用、左側通行、一時停止での安全確認、飲酒運転の禁止、夜間のライト点灯を徹底しましょう。また、令和8年4月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行され、自転車の交通違反に対しても交通反則通告制度（青切符）が導入されます。

#### ■自転車乗車時のヘルメット着用促進

ヘルメットの着用には、大幅な被害軽減効果があります。着用を徹底し、身を守りましょう。

#### ■高齢者の交通事故防止

県内の交通事故死者数を見ると、高齢者が半数以上を占めています。反射材やLEDライトの着用と、明るく目立つ色の衣類を着ましょう。

また、身体機能の変化などにより安全運転に不安のある人は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

#### ■飲酒運転の根絶

「しない・させない・ゆるさない」を徹底し、飲酒運転を根絶させましょう。